

大蔵委員会議録第五十四号

昭和二十七年四月二十一日(月曜日)
午後二時四十分開議

出席委員

委員長 佐藤 重選君
理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君
理事 佐久間 徹君 理事 内藤 友明君
理事 松尾トシ子君
大上 司君 川野 芳滿君
吉米地英俊君 夏畑源三郎君
丸山 直友君 三宅 則義君
宮崎 靖君 宮原幸三郎君
高田 富之君 深澤 義守君
久保田鶴松君

出席政府委員

外国為替管理 大久保太三郎君
委員会委員 石田 正君
大蔵事務官 (理財局長) 酒井 俊彦君
大蔵事務官 (管財局長) 内田 常雄君
大蔵事務官 (銀行局長) 河野 通一君
大蔵事務官 (銀行局長) 福田 久男君
大蔵事務官 (銀行局長) 大月 高君

委員外の出席者

大蔵事務官(理財局長) 稻益 繁君
大蔵事務官(管財局長) 堀口 定義君
大蔵事務官(銀行局長) 高橋 俊英君
大蔵事務官(銀行局長) 石井田太郎君
通商産業事務官(通商振興局長) 石井田太郎君
通商産業事務官(通商振興局長) 石井田太郎君
専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

四月二十一日
委員島村一郎君辞任につき、その補欠として丸山直友君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

国有財産特別措置法案(内閣提出第五九号)
長期信用銀行法案(内閣提出第一三三号)
国民貯蓄債券法案(内閣提出第二二一第一号)
設備輸出為替損失補償法案(内閣提出第一二八号)
日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三八号)
閉鎖機関令の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)
貸付信託法案(内閣提出第一三〇号)(予)

国有財産法第十三條の規定に基づき、国会の議決を求めの件(内閣提出、議決第一号)
参考人招致に関する件

○佐藤委員長 これより会議を開きます

国有財産特別措置法案、長期信用銀行法案、国民貯蓄債券法案、設備輸出為替損失補償法案、貸付信託法案、日本開発銀行法の一部を改正する法律案、閉鎖機関令の一部を改正する法律案、及び国有財産法第十三條の規定に基づき、国会の議決を求めの件の八法案を一括議題として質疑を行います。質疑は通告順によつてこれを許可いたします。

なお大蔵大臣の出席を求めたのでありますが、大臣の都合によつて明日以後に差しほしという事でございまして、さよう御承知を願つておきます。内藤友明君。

○内藤(友)委員 ただいま議題になりました長期信用銀行法案につきまして、二、三銀行局長にお尋ね申し上げたいと思つております。

まず最初にお尋ねしたいのは、長期信用銀行という商号についてであります。銀行法によります銀行と、この長期信用銀行法によります銀行とが、二つ並んで存するということになるのであります。これは商号を、法律で定める精神を無視したのでは、いかとも考へられるのであります。一般の人が長期信用銀行へ預金に来た場合、取引先でないからといつて断られることもあり得るのであります。大勢の人に迷惑をかけるようなことになるのであります。何ゆゑ銀行という名前をつけたのであるか。まずその点をお伺いしたいのであります。

○河野(通)政府委員

長期信用銀行法に基づきます銀行も、商号としては銀行という二字を用いることで足りるといふことにはいたしたことは、お話の通りであります。その理由は、銀行という言葉を扱うのは、銀行法につきましても、銀行以外のものは銀行という名称を使つてはいかぬ、銀行は必ず銀行という名称を使うことになつてゐるわけでありまして、この趣旨は、預金者を保護し、取引の安全を保持いたしますための立法の理由に基いてゐるわけであ

ります。しかるところこのたび長期信用銀行法を制定いたしましたので、その銀行が名称の中に長期信用銀行という文字を使わなくて、銀行という文字だけではよろしいということにいたしましたのは、第一には、今申し上げましたような意味から、銀行という言葉を使ひせすことによつて生ずる弊害はないという点が、第一点であります。それから第二点は、今般の新しい法律によりますので、参ります銀行の中に、従来の銀行法に基づく銀行、いわゆる預金銀行であります。この預金銀行からそのまま転換して、長期信用銀行になつて参るものもあるわけでありまして、これらにつきましても、その名称を長期信用銀行になつたために、たんにたとへば何々長期信用銀行といふような名称にかえさせる必要もないといふことが考へられます。商号は、御承知のように非常に長い伝統と歴史をもつてきてゐるものでありますので、なるべくそのまま使つて参りたいというものがつきましては、その名称をそのまま引継がせることは必ずしも害はなく、非常に適当な場合もあるわけでありまして、そういう点で、単に銀行という言葉を使うことが、必要最小限度の條件ということにしたのであります。なおそうすることに由つて弊害が起つて参るじやないかという点でございますが、お示しのように長期信用銀行は、今後預金については一般の預金は受入れないということになりまして、教からいたしまして、實際

上そう多くきて参るものとは考へられませんが、また店舗にいたしまして、普通の商業銀行、預金銀行等のよろに、非常にたくさん店舗を持つてゐることは、實際上ないのであります。ごく限られた店舗によつてこれを行つて参ります。今お話のように、一般の預金者がその銀行に行つて、実は私のところでは一般の預金を受入れませんといふことになつて、いろいろ取引者に迷惑をかけるような心配は、實際問題としてはないといふふうなところもございまして、原案のような措置にいたしましたわけであります。

○内藤(友)委員 ただいまのお答で大體わかるのでありますが、そこでこの銀行がたたくさんできないといふお答えのようであります。今大蔵省で大體お考へになつておられます。この銀行のできる数は、どの程度なものでありますか。私どもは必ずしもそうでない、うな気もいたすのであります。大體幾つくらいできる予定でありますか。もし大よその見当がおわかりでありますれば、ひとつお答へいただきたいと思つております。

○河野(通)政府委員 私どもは、基本的な方針としては、当業者と申しますか、銀行をつつて参りたいと考へておられる当事者の方々の発意、自主的な判断をできるだけ尊重いたして参りたいという考へであります。しかしながら基本的には、この新しい長期信用銀行というものは、債券を発行して、その資金源の大部分をまかなつて参ることに相なるわけでありまして、債券は御

承知のようにその資金コスト等から考
えましても、預金等と非常に違つた高
いコストがかかるわけでありませ
ん。これらの銀行は、預金銀行と同じように
数多くできても、採算がとれて行く、
経営を維持して行くというふうなわけ
合には参らぬわけでありませぬ。数は
少くとも、そのできた一つ一つの銀行
の信用あるいは基礎が、非常に強固で
あることが必要であると考えます。そ
の点から言ひましても、私どもは預金
銀行と同じように、数十の銀行ができ
るといふことは予定いたしておらな
いわけでありませぬ。

また第二に、ただ採算の点だけでな
くして、長期の信用業務を行いますた
めには、御承知のようにきわめて普通
の預金銀行と違つた、技術的な能力等
につきましても、相当特殊の技能を要
するわけでありませぬ。これらの経験等
を生かして参りますために、さすが
くさんの銀行がこれらの能力を十分に
持つて行くといふことも、實際問題と
しては非常に困難だと考えておりま
す。現在のところ教をどの程度にする
かといふことについては、私ども具体
的にまだ申し上げる段階に至つており
ませぬ。またこの法律が通つたあかつ
きにおきまして、大体どの程度の銀行
の設立の申請と申しますか、申し入れ
があるかにつきましても、少くとも私
どもは正式に何らの話もまだ承つてお
らぬわけでありませぬ。ただ常識的に申
し上げますならば、現在でございます日
本興業銀行は、おそろしくこの法案が通
過施行されましたあかつきにおきま
しては、そのまま長期信用銀行に転換す
るものであらうといふことは、申し上
げられると思ひます。なおその他の新

設の動き等が二、三間接にあるように
聞いておりますが、正式には私どもま
だ承知をいたしておりませぬ。少くも
も長期信用銀行を一行に限るといふこ
とは考えておりませぬし、またそれは
適当でない。複数であることが望まし
いと考へます。しかし複数であるけれ
ども、そうたくさんさんの数が当面でき
て参るとは考へておりませぬ。数行を考
えております。数行も、それでは十行
に近い数行であるか、一行に近い数行
であるかといふ点もございませぬし
が、私どもは大体一行に近い方の数行
くらいが、少くとも当面できるのでは
ないかといふふうな考へております。
具体的に申し上げますと、二行ないし
三行程度が、さしあたり長期信用銀行
として設立されるのではないかと
いふふうな考へております。

○内閣(友)委員 次に業務についてお
尋ねしたいのでありますが、まずこの
法律ではいわゆる「長期運転資金」と
いうことになつておるのではありません
か、この「長期」といふのはどの程度
の期間を言うのでありますか。またこ
の期間の基準をなぜ一応法律の中に明
示されなかつたのであるか。その理由
をひとつお尋ねいたします。

○河野(通)政府委員 特に「長期」と
いふものの具体的な期間を明示いたし
ませぬでしたのには、ここに言つてお
ります「長期」という意味は、二つの点
から申し上げなければならぬと思ひ
ております。一つは、償還期限つまり
貸付期限が「長期」といふことを必ず
しも言つておらないのであります。資
金の需要期間が「長期」であるとい
ふ。従ひまして償還期限が、一年以内

とかいふような意味の償還期限として
は考へておらない。これを具体的に申
し上げますと、たとえば社債の前貸し
というのがあります。社債の前貸しと
いふのは、社債になるまでのつなぎの
資金で、これは期間が二箇月の場合も
ありませぬし、三箇月の場合もあ
ります。これは償還期間としては二箇月な
いし三箇月であります。その資金の
性質、需要期間といたしましては、そ
れが社債に振りかわることによりまし
て長期の資金、こゝろの意味で特に償
還期間といふこと、需要期間とい
ふものを区別して考へておる点から、償
還期限が六箇月とか一年とかいふ規定
を設けなかつたのが一点であります。

第二点は、「長期」といふ観念は、
必ずしも長い間にわたつて固定した観
念ではない。御承知のように戦争前、
いわゆる日本経済が正常な状態にござ
いましたときにございましては、金融債
とか国債とかいふものも、非常に長い
十年、十五年といふものがあつたわけ
であります。その後、終戦後の経済の
実情から見まして、全体の資金とい
うものが長く寝ない状態になつて参つ
た。これは通貨あるいは信用の状況に
もよるのであります。金融債につ
いて申しまして、従来十年なり十五年
なりといふ長い金融債でありましたも
のが、現在では三年、ごく特別のもの
について五年程度のものしか、実はま
だ発行できない状態でありませぬ。こ
れは一例にすぎませぬが、社債につ
いても同じことが言えるわけでありませ
ぬ。そういう關係で、長期という観念は、
具体的にはそのときの経済情勢ある
いは金融の情勢、通貨の状況等から見
まして、必ずしも固定したものではない

とにかいふような意味の償還期限として
は考へておらない。これを具体的に申
し上げますと、たとえば社債の前貸し
というのがあります。社債の前貸しと
いふのは、社債になるまでのつなぎの
資金で、これは期間が二箇月の場合も
ありませぬし、三箇月の場合もあ
ります。これは償還期間としては二箇月な
いし三箇月であります。その資金の
性質、需要期間といたしましては、そ
れが社債に振りかわることによりまし
て長期の資金、こゝろの意味で特に償
還期間といふこと、需要期間とい
ふものを区別して考へておる点から、償
還期限が六箇月とか一年とかいふ規定
を設けなかつたのが一点であります。

ように、私どもは考へておるわけであ
ります。従つてここではつきり一年以
上とか、あるいは二年以上とか区切り
をつけることは、なか／＼困難であ
らうといふふうな考へませぬ。大体のこ
ろは、現在のような信用金融が割合短
期化したしております時期におきまし
ては、従来普通言われておりました長
期という観念よりも、割合短かい期間
にならざるを得ない。具体的には、大
体六箇月程度を越える期間といふもの
が、現在のところでは長期と申しま
すか、中期と申しますか、そういうこ
ろじやないかと思ひます。六箇月未満
程度を大体短期といふふうに見るの
が、この際としては適當ではないかと
考へます。しかしこれは今申し上げま
したように、非常に伸縮性のある観念
でありますので、必ずしも六箇月とい
ふことを固定して考へておるわけでは
ございませぬ。

○内閣(友)委員 「長期」の内容はわか
つたのでありますが、どうも私どもの
考へておつたのは、はるかに距離が
あります。しかしそれは立法者の御意
思ですから、しかたがないと思ひます。
次に業務のことについての第二番目
は、第六條の第一項第二号であります
が、「国債、地方債、社債その他の債
券」云々「その他の方法による取得。」
こう書いてあります。このことにつ
いてありますが、これは「応募その他
の方法による取得。」でありますので、
業務と言へないのではないかと思ひ
ております。特に但書におきまして、
売出しの目的をもつて取得する場合が
除外されておる以上、なおさら業務と
言へないのではないかと思ひます。こ
れはしるうとの見方でありませぬが、くろ

と銀行局長はどう考へになつてお
られるか。
○大月政府委員 お答え申し上げま
す。この第六條の第一項第二号による
「取得」と申しますのは、具体的には
応募及び買入れ並びに引受、この三つ
の行為を意味しておるわけにございま
す。そうしてこゝろのように有価証券
を取得する行為自体をいたしまして
は、一般的に申しますと、これは投資
といふ概念に入るわけでありませぬ。
この投資によつて手数料を取得しある
いは利子を取付する。そういうこと
もつて十分業務になり得るわけであ
ります。しかもこゝろに取得いたしました
有価証券につきましては、売出しの目
的といふことは禁ぜられておるので
ございませぬが、一般に証券界とい
われております売付といふ行為は禁ぜら
れておらないのでありませぬ。個々の
たとへば需要者に売る、あるいは証券
業者を通じて一般に広く売付つけ
る、こゝろいふような行為とあわせ
ることによりまして、取得及び売付、こ
の二つを通じて利得を得ることもでき
るわけにございませぬ。そういう意味
におきまして、こゝろにおける取得が業務
として成り立ち得るといふことにな
ると存する次第であります。

○内閣(友)委員 それでは、いづれま
たあとで振り返つてお尋ねしたいこと
がありますけれども、先に急ぎます。
預金業務は国、地方公共団体または貸
付先など、取引先からの預金の受入れ
に限られておる。この「取引先」とい
う言葉はきわめてあいまいなような気
がするのでありますが、長期信用銀行
は「預金の受入れに代へ」なる第四條の
精神からしても、この預金制限は、実

質的にはこの法律中最も重要視されなければならぬのであります。そこでお尋ねしたいのは、取引先の内容として現在どのようなものを考へておられるか、これが一つ。第二は、取引先というような漠然たる概念では、預金制限にならないと考へるのであります。それはどういふことかありますか。この二つをお尋ねしておきたいと思ひます。

○六月政府委員 この長期信用銀行につきまして預金を制限しております趣旨は、長期金融というものは特別の性格を持つておりまして、比較的長期に固定をする。従つて短期の預金者がおありまして、急激に預金の引出しがあるというふうな場合には、銀行の業務としてさしつかえが生ずる。従つてここに預けます預金者は、この銀行の業務というものを比較的よく知つておありまして、この銀行をほんとうの意味において内容を理解して、預金をしてくる人に限りたい、そういう意味でござります。従つてこの取引先というものを限定するにいたしました。この銀行の性格をよく知り得る範圍というところが、精神的に前提となるわけでございます。たとへばこの場合考へておられます取引先の例をいたしましては、この銀行が株式の募集の取扱ひをいたします場合に、株式の払込金を受入れるというふうなことがござります。そういう場合に、その受入れを委託した会社は取引先でござります。それから同じくある会社の株式配当金支払ひの取扱ひをするというふうなこともあると思ひますが、その場合の配当の支払ひを委託する会社、これはこの銀行の取引先でござります。

あるいは事業会社が社債を發行して、その元利金の支払ひの委託を受ける、こういうような場合における事業会社は、この銀行の取引先になるわけでございます。あるいはこの銀行は、当然付随業務をいたしまして保護預かりの仕事をやると思ひますが、たとえばその保護預かりをやつておられます株式の配当金、あるいは預かつておられます社債の利子、こういうものを取りまして、それを預かつておいてやる、こういうようなこともやはり当然考へられることであるわけでありまして、保護預かり先等もこの取引先に含まれると考へておられます。

○内閣(友)委員 それではその銀行がそういうものを希望した場合は、これは法律によつて禁止していいないのでありますから、お許しになるのでありますか。

○六月政府委員 先ほど申し上げましたように、許可するつもりはございせん。

○内閣(友)委員 それでは第六條の第二項であります。設備資金及び長期運轉資金以外の長期資金の定義をいたしまして、「資金需要の期間が六箇月をこえるもの」といふふうになつておるのであります。この資金需要の期間というの意味はどういふことなのでありますか。資金需要の期間などというふうなことは、実は私も今まで聞かぬかつた言葉でありますので、今まで私どもは償還期限というふうに考へておつたのであります。償還期限とせられなかつた理由はどういふことなのでありますか。

○六月政府委員 償還期限と申しますのは、貸金をいたします場合に、貸す方の側と借りる方の側において、いついつ返すという約束の形式的な期限でございます。たださういふと、先ほど局長からのお話もございましたように、たとえば実質的には相当長期の需要があるのであるけれども、形式的には三月ごとの手形で切りかえる、こういうような場合もあるわけでありまして、必ずしも実質的に長くても形式的に短かいものを排除する意図はございません。そういう意味において、実際にどのくらいの期間金があるののであろうか、こういうことを目標として、長期の資金であるかあるいは短期の資金であるかということをおきめたいわけ

であります。そういう意味におきまして、資金需要の期間という実質的な概念を用いたわけでございます。

○内閣(友)委員 それから第七條でございますが、この第七條に、これはその前の第六條の第二項の不動産を担保とするものとの關係におきまして、私はこの七條というものは屋上屋を架すのではないかと、この七條と第六條の第二項の不動産を担保とするものとの關係を、ひとつ御説明願ひたいのであります。

○六月政府委員 この銀行のおもな仕事といたしましては、第六條の第一項の一号に書いてござりますように、設備資金と長期運轉資金、この二つを貸すことを主とされたわけでありまして、概括的に申しますと、一般の長期の事業資金といふことになるわけでありまして、しかし長期の資金の中には、事業資金以外にも多々あるわけでございます。たとえば相続が生じた場合に、相続財産として山林を持つておる。ただすぐに税金を納めるわけには行かないから、しばらく金融でもつてつないでおきたい。こういうような場合があるわけでありまして、そういう場合におきましては、たとえば納税資金におきましては、長期であるならばこの銀行は貸し出してよろしい、そういう意味であります。その他場合に、ましては、地方におきましては不動産、家屋等を抵当といたしまして、何らか事業以外の用途もあるわけでありまして、狭義の不動産金融の部面に属するわけでございますが、そういう事業も本来の業務にさしつかえない範圍においては、これを実施してもよろしい、

○六月政府委員 債務は実質的にはい

わゆる借入金であるわけでございます。従つて自己資本に対しまして非常に大きな借入金をするといふことは、一般の商社等においても見られます。この貸出しは特殊な長期の貸出しということになつておりますので、一般の銀行に比しまして相当慎重に扱わなくては行けない。しかも債券につきましては、預金と異なりまして、一般の大衆が持つて来るものを、そのまま受けるというものはないわけでありまして、債券となりまして、特に各方面に依頼をして消化をする、持つてもらうといふことが必要なわけでありまして、債券自体の消化をよくするといふ意味におきまして、一定の限度が必要であると思ひます。この具体的な二十倍という数字につきましては、必ずしも正確な理論的な根拠があるわけではございません。ただ今までのわが国の債券發行銀行の事例、ヨーロッパその他世界各國の事例を見て

○六月政府委員 債務は実質的にはい

わゆる借入金であるわけでございます。従つて自己資本に対しまして非常に大きな借入金をするといふことは、一般の商社等においても見られます。この貸出しは特殊な長期の貸出しということになつておりますので、一般の銀行に比しまして相当慎重に扱わなくては行けない。しかも債券につきましては、預金と異なりまして、一般の大衆が持つて来るものを、そのまま受けるというものはないわけでありまして、債券となりまして、特に各方面に依頼をして消化をする、持つてもらうといふことが必要なわけでありまして、債券自体の消化をよくするといふ意味におきまして、一定の限度が必要であると思ひます。この具体的な二十倍という数字につきましては、必ずしも正確な理論的な根拠があるわけではございません。ただ今までのわが国の債券發行銀行の事例、ヨーロッパその他世界各國の事例を見て

みますと、大体二十倍というところが限度であるようでありまして、場合に限りましては三倍あるいは五倍というよりなところがございます。現在二十倍の例をとっておりますのは、銀行等の債券発行等に関する法律が、その例も二十倍であります。それから日本興業銀行法は原則は十倍でございますが、特例法で二十倍まで認められておつたわけでありまして、それから放送法がございまして、これは絶対額で三十億円でございまして、日本放送電報株式会社法が三億でございます。そういうような例がございまして、従来の例を参考にいたしまして、この程度ならば銀行の資金源を確保するために適当なところであろうし、採算上の考慮からいたしまして、これなら十分であろう、こういうことをもつて二十倍と定めたわけでありまして、

○内閣委員 それに関連しまして、附則の第七項であります、第七項へ行きますと、新しく設けられた長期信用銀行に対しては、一定の期間に限つて三十倍まで拡張することができ、こうなつております。これはどういふ理由でありますか。なぜ二十倍でないのか。まずそれをひとつお尋ねいたします。

○大月政府委員 長期信用銀行の業務といたしましては、相当仕事が多岐にわたります。この仕事を始めるに当たっては、相当巨額な資本をもち始めるといふことも、なかなか困難であろうかと存するわけでありまして、従つてこの銀行に對しましては、当分の間、その発行いたしまし優先株を持つことができるというよ

うにいたしまして、資本の充実もはかつておるわけでございますが、一方債券発行の限度におきましても、たとえばかりに資本金が五億といふことにはいたしません、二十倍で百億でございます。それだけの資金量でもつて、この銀行が容易に自立できるかどうかといふことについては、若干の疑問があるわけでございます。私たちの現在計算してございまして、私たちが現在計算して自立いたしますためには、資金量は百五十億ないし二百億くらいは必要であらうか。最近銀行をつくつております事例から申し上げても、創立早々に一挙に採算点に乗るといふことは、もちろん期待できないわけでありまして、少くとも五期ないし六期以降において、配当を実施し得るといふことを考へておるわけでありまして、しかしこの銀行につきましても、少くとも債券が発行できないから、そこでもつてしまつたといふことになりましては、採算の面においても混乱があるわけでありまして、またこの制度をつくる趣旨としまして、長期の資金をできるだけ補充して行きたい。そういう意味からいたしまして、債券発行の限度に來たといふことから、長期資金の充足に事欠くといふことでも、適当でないと思つております。従つてこの二十倍が、いいか三十倍がいいのかといふことは、先ほど申し上げましたように、正確な理論的な根拠といふものはないわけでございます。けれども、少くとも発足早々におきまして、小さい資本金のもとに、債券発行の限度が來たといふことで、業務が行えないことがないようにといふことが、その趣旨でございます。従つて当分の間

設立以來五年間は例外といたしまして、三十倍まで債券を発行していい、こういうふうな規定にいたしましたわけでございます。

○内閣委員 それではこういう特例が認められたといたしまして、その場合一般の債券発行限度を法定するその趣旨にかんがみまして、二十倍を超過するところの十倍の分、これは政府保証の債権者保護規定といふふうなものは、これは設けられるのであります。それはほつたらかじになるのであります。その点をひとつ伺いたい。

○大月政府委員 三十倍にいたしますれば、政府保証があるとかあるいは特別な措置を講ずる必要があるといふことは、具体的に考へておりません。二十倍という数字に必ずしも絶対的な根拠があるわけではなくして、經驗的に申しまして、この程度までは適當であらう、普通であらうといふ線を引きたいわけでございます。当分十分監督いたしながら、その發展を見ておるといふことで十分であらうと考へております。

○内閣委員 私のお尋ねしたいと思つておりましたことは、一応お尋ねしたのであります。それにつきましても、なお一つ深くお尋ねしたいことがありますので、質問はまたもう一ぺんお許しくださいと思つております。

○佐藤委員長 了承しました。次は宮崎君。

○宮崎委員 今内閣委員のお尋ねになりました長期信用銀行の問題は、これは明日大臣がお見えくださるようでありまして、そのときに政策的なことは総合的に伺ひたいと思つて、それからまた各論的に、しかも今度は提案

された法律についてやつて行く、こういうふうに進めたいと考へます。が、やはり政府委員の方にも都合があらうと思つたので、なるべく用済みになることは片づけ行く、こういう方針でお尋ねしたいと思つております。

そこで最初に、これはただいま提案されております法律案にはただちに影響があるものでありませんが、金融政策として考へますと重大のようには思いません。しかも急に差迫つた問題でありまして、しかもお尋ねいたしますが、例の行政協定に基きます日米合同勘定の管理の問題であります。ただいまの予備作業班の財務班でありますか、そのやつております状況はどんなふうな徹底されたのでありますか。もうおさしつかえのある部分もなからうと思つて、その点についてまず概況の御報告を得たいと思つております。

○福田(久)政府委員 お答えいたします。日米行政協定に基く合同勘定の運用の点であります。予備作業班の進捗の状況はあまり詳しく承知しておらないのであります。ただ聞かるところによりますと、その合同勘定の支払い品、日本において調達する役務及び需品の対価につきましては、円によつて支払われるといふことになるようでありまして、その支払いの取扱いはかん等については、まだ最終的結論等は得られておらないようでありまして、できれば円によつて払うのであります。日本側の金融機関をできるだけ利用するといふ方向に持つて行くことができれば、一番都合ではないかといふふうな存じます。ただ話し合いの内容につきましても、あまり詳しく承知しておりませんので、お許しを願ひたいと思つております。

と申します。

○宮崎委員 詳しく御承知でない人に聞くのは無理でありますから、聞くのは避けたいのであります。しかし、こういうことはすでに差迫つておる問題——平和條約も二十八日には効力を発生しようといふ問題、しかも四月一日にさかのぼつて運営されるであろうと想像されておる、こういう問題につきまして、いまだ確定的なものもないといふことになりまして、どうも本年度以降の、もつと大きく言いますと、独立後の金融政策といふものをながめて行く上に、はなはだ不便でありまして、これはおそろく銀行局長だつておわかりだと思つて、かりに防衛支出金のうち貸借料を引きました五百五十八億円が、どういふふうな管理されるか、これが管理のしようによつては、当然國家の金融調整あるいは日銀の金融調整と申しますか、これに重大なる影響があると思つております。特に占領下におきます日本の財政金融といふものは格別のものと考へましても、どうしても日本の財政は季節的に波が多いのであります。この共同管理されるところの防衛支出金などといふものを、もし日銀に預けたといふならば、多額の預金歩どまりになる。これらがコル市場に残高になつて現われるといふ事態になりますと、他の短期資金とも見合ひまして、なか／＼金融調整が困難であらう、こういう意味におきまして、この管理すべきところの資金と見合ひまして運用されることが、私は正しいと思つて、そこでこれが現在どうなつておるかといふことが聞けないのは残念でございますが、それは言え

ない点もあるのかもしれないけれども、すでに雑誌や新聞、ラジオ等で放送したりしておりますものを聞いておりましたも、日本側の防衛支出金は、講和発効と同時に米軍の管理に移して特別勘定を設け、労務調達などというものは間接調達をしようとするが、その他のものについては直接調達でやる、こういうようなことさえいわれておるのであります。行政協定はきよう持つておりませんが、第十二條あたりであります。この金の動かし方はどういふふうにするか。たとえば予備作業班の作業が妥結しないという事態がありまして、大蔵省として現行考案しておるところはどうか。これは御意見なり希望でありますから、おつしやつていただいてもさしつかえない。いづれ日米合同委員会でもつて問題になるべきことである程度話してもらえないと、あと長期信用銀行などというもの、あるいは開発銀行の一部改正などというものにつきましても、なか／＼問題がある。特に私がお尋ねしたい大きな問題の一つとして考えられますのは、今までのつて参りました財政と金融の分離をこのまま続けて行くのか。さもなければこの線をうすぼんやりするのか。あるいは財政と金融の分離は全然いたさないうこととするのか。これらの問題と見合ひましてこの問題は相当重要なものであると思つております。これは御意見でつこうであります。状況をひとつ詳しくお話をいただきましたと思ひます。

○河野(通)政府委員 行政協定に基づく

米国関係の支払い方法の問題であります。これは他の政府委員からお答え申し上げましたようなことで、現在進んでおるわけではあります。この問題は金額からいたしても、また時期からいたしても、使途からいたしても、日本の金融全体、特に国内金融に対して持つ影響というものは、非常に大きいと考えております。この観点から今宮崎さんからもお話のございましたように、その国内金融に持つ影響力の大きさにかんがみまして、できるだけ国内の金融の調節の一環として、あるいは政府なり日本銀行なり、金融調節を担当いたしますものの金融調節の全体の一環として、この問題が処理できるように極力処置をいたして参りたい、かように考えております。ただ具体的な点になりますと、せつかくのお示しではございますが、今先方とも事務的にいろいろ折衝の段階にございまして、私から個人の意見でも言えというわけかと思ひますけれども、この点はしばらくお許しをいただきたいと思ひます。

○宮崎委員 この点はそれでは残りの

分は大臣のお考えを伺うことにいたしまして、保留をさせていただきます。金融政策全体についての問題はきようは伺わない、こういう方針にいたしてもあります。これは長期信用銀行法に關連してあります。債券発行の問題であります。その趣旨というのは、銀行等の債券発行等に関する法律が廃止されようという段階になつておられます。一方においては、同時上程されております国民貯蓄債券法というものによりまして、債券が年々百億を限度と

して出ております。これは百億の限度を延ばそうと思へば、売れさえずればその反対はないわけでありませう。そういうわけでありませうから、どうも何か銀行のものを取上げまして、政府の機関でやるというふうな感じがいたしません。しかしこれは率直な、まことに愚かな感じでありませう。これを引いて参りますと、財政法第五條に該当いたしますが、赤字公債の発行、こういうことにだん／＼近づいて来る。そこで先ほども申しました財政と金融の分離問題とあわせ考へますと、市中銀行が資金源に悩むので、とにかく債券の発行を認めよう、こういう現実からつた法律であります。しかしそれによつて発行されておるのは、問題を起した東銀債というふうなものがありませう。内容は何も悪いことはない。しかしながら世論がなか／＼やかましかつた。ところが今度長期信用銀行に移行するであろうと予想されております。興業銀行などは別といたしまして、その他これに類似な名前を言うものもどうかと思ひますが、たくさん例があります。勸銀とか北海道拓殖、債券によつて資金を調達いたしました方々、それ／＼長期の貸付をいたしておるわけでありませう。そうしてこの債券についても、借りがかえもしなければならぬ、あるいは償還の準備等もいたさなければならぬ。これは短時日の間にただちに返されてしまふというふうな事態になり、しかもかわつて生れて来ます資金は、国民貯蓄債券法によつて吸収されるなどという一層かな考へであります。そういうふうな思想等が生れて参りますことは、はなはだ私は遺憾に思ふ。そこで債券発

行権を銀行に与えたときの気持と、現

在長期金融の専門店をつくる。今の銀行法によれば、どの銀行だつて長期金融をやれるが、結局資金源の問題、この資金源を取上げてやれないようにいたしまして、この特殊な銀行を生かして行く。しかもこれは純民間機関である。政府機関としましての長期金融機関というものも、開発銀行等があらますけれども、いまだもつてその方向も明らかになつておりませう。一体長期金融をまかなうというものにつきましても、大体世界各國の金融に關しまするところの事例を見ましても、まづ政府機関が発達して参りまして、これを補充する意味で、民間の長期金融機関というものが生れて来るのが当然の歴史である。また事実そうなつておるようには、私もは喜んで参りますが、存じておりますが、こういうところに無理があるのじやないか。これは国民貯蓄債券法と合せまして、銀行等債券に關する法律を廃止しようとする矛盾につきまして、私は銀行局長の所見をお伺いしたいのであります。

○河野(通)政府委員 お話の点は、債

券発行法、正確に申し上げますと、銀行等の債券発行に關する法律なのでございませうが、これを廃止いたします趣旨は、債券の発行額としてのポリニュームをこれによつて剝奪し、減らして、一方で政府の発行いたします貯蓄債券によつて置きかえよう、いわば民間の長期資金を政府の方へ奪つてしまふという目的で、これもやつておるわけじや実はいけません。現実今後におきましては、新しい債券発行銀行に對しましては、十分に従来以上にできるだけ長期資金の源を培養して行くよ

うな措置を、政府としても考へて参りたい。具体的には、資金運用部資金等につきましても、事情の許す限りこれらに對して金融債の引受という形で、処置をいたして参りたいと考へておるわけでありませう。それから貯蓄債券法の問題であります。この貯蓄債券の発行は、今お話のように、これは一体国債じやないかという御議論は、いろいろあると思ひます。しかし赤字公債という意味の国債ではないと私は考へております。これは御承知のように金融機関、日本銀行が引受けるわけはございませう。各個人がその零細な蓄積を證券の形によつて長期化して行く。しかもその資金をもつて集められました財源は、電源開発でありますとか、そういうた国が國家資金のバックをもつて、できるだけその開発を援助して行かなければならぬというふうな種類の基礎産業、国が最も緊要といたしておる。その資金を得るためにやるわけでございます。いわゆる普通に言われております赤字公債的な、あるいは日本銀行が引受けるとか、あるいは市中銀行が引受けるといったようなものとは、趣きを異にしております。この点は宮崎さんも先刻御承知の通りであります。一応ここで御説明申し上げます。それから債券発行法をやめて、長期信用銀行という形で債券の発行をやらせて行きたいという趣旨につきましても、これは先ほども他の政府委員から申し上げましたように、大体長期金融というものは、やはりその資金源は長期の資金でなければいかぬ。これは専門家の宮崎さんには、よくおわ

かり願つてゐることと思ひます。それが短期の預金源によつて集めた資金と、それから何といふか、一部長期の債券等と、両方でもつて長期金融をやつて行くといふことは、資金の間の期間と、それからそれを使つて融資して参りましたものの期間とがマッチしない。極端なことを言いますと、短期の預金でもつて長期の金融をやるということとは、制度として必ずしも適当ではないといふふうに、私も考へておられます。この制度が、従来ありました特殊銀行法が廃止されて、どの銀行でも一本で債券が出せるといふふうにしたまはりましたことは、金融制度の分野にはつきりさせるといふふうな意味から言ひまして、必ずしも適当でなかつたと思ひます。少くとも特殊銀行制度をやめるといふことは、これは別に悪いことではないと思ひますが、どの銀行でも一本で債券が出せる、一方で預金も集めるといふふうな制度は、少くとも日本の金融制度としては、適當でないといふふうな反省をいたして参つたのであります。そういう観点から債券発行法をやめて、それにかわるべき、むしろそれよりもさらに強固な基礎を持つた制度としての長期信用銀行の制度をつつて参りたい、大体かように考へておる次第でございます。

なお現在の状況から言ひまして、日本の資本蓄積の状況、ことに長期資金の蓄積の状況等から見ましても、長期信用銀行の制度ができたらとんに、一般の預金銀行というものは長期の金融はゼロでいい、やらなくても済むが、今までやつておつた長期金融は、新しい長期信用銀行に肩がわりできるかといふことではあります。これは資本の蓄積の足らない現在の状況でありますから、そう一挙には参らぬと思ひます。預金銀行はやはり商業銀行としての姿に徹して行くように、逐次指導して参りたい。これによつて日本における長期と短期の分野、分野といふものをつきりさせて、その分野々々によつておの／＼その機能を十分に發揮して行く、しかも安心して信用の置けるような基礎の上に、これをつちかつて行くといふような制度にして行くことが、適當であらうといふ考へ方から、債券発行法をやめて、それにかわる長期信用銀行法をつくることにいたしました次第であります。

○富樫委員 前段の方の御意見は、大体私が感かなくながりをもちつてお尋ねした意味でありますので、これはそれで承で可いわけでありまして、しかしあとの方は、ちよつと残念ながら異論があるのであります。銀行等の債券を発行する法律によつて、債券を實際に発行した銀行といふのは少い。数は私は全部覚えておりませんが、あまりたくさんないわけでありまして、ところが債券を発行しない銀行——法律がありながら発行できないものは、これはたとい一部に長期金融を行つておられます。それ自身が純預金銀行であり、商業銀行であるといふベースに自分が入つておられます。ところが現在少くとも債券の発行されておるといふ銀行は、その資金が長期資金として確保され、長期金融となされております。従つてこれらのものは当然的に考へて、長期金融機関の性格を帯びておられる。しかも預金銀行としての性格も帯びて

おる。こういうふうなときに、これらの既発行の債券を持つておる銀行を、提案されておられます長期信用銀行法の中に同一に縛られるといふことは、これは預金銀行と長期信用銀行とを分離したいという精神のみにとらわれまして、実情を把握してはいないと思ひます。むしろそういう銀行は——長期資金にかり七割をやつて、短期資金は三割ぐらゐしかやつていないという銀行があるといひまして、この長期信用銀行法をまつことに持つて行けば、その銀行は完全なる長期信用銀行の要件に合うように移りかわりするか、さもなければ長期信用銀行を全然思ひ切つて行くか、そのどつちかをやることにやりました。あるいはその銀行の存続生命に關するといふような問題が起きて来るであらう、こう想像されるのであります。こういう無理な法律は、將來獨立国家となつた以上、別に賞書も指令も来ないであらうと思ひます。考へない方が私はよいと思ひます。もう少し自然な姿においてひとつやつてもらいたい。それよりもどうも、日本の金融は統制しておらぬという觀念が一貫しておるのでありますけれども、事實は現在の行政措置を見ますと、金融の統制がほのかに見える。しかも財政と金融を分離いたしました結果から、財政資金のしわ寄せが民間資金に行つておるといふことは、長い間の議論である。今こういう長期銀行を育成して行くといふ趣旨は、もちろんよろしゅうございませぬ。これに反対する理由は少しもありません。ありませぬけれども、しからはやは財政資金が、もつと金融のしわ寄せを調整いたしましたし、当然正常なところの長期金融機

関が、民間機関として生れ出るところの情勢をつくつて後にやるべきだと私は思ふ。これがこの法案につきましては基本的な問題になつて参ると思ひますので、後段の銀行局長さんの御説明に對しましては、私はまだ十分納得することができないのでありますけれども、きよは時間の關係もありませんので、この問題はこの程度にいたしました。あとの問題に移りたいと思ひます。そこで、きよはわざわざ外為から大久保委員においでを願ひましたので、問題も二、三しか残つておりませんから、拙速と申しますか、先に片づけることにいたしました。一、二お伺ひたいと思ひます。それは、もちろん法案は設備輸出為替損失補償法に對してであります。これは土曜日に大蔵省理財局長の酒井政府委員にお尋ねをいたしましたのでありますが、どうも法律の趣旨は、別にポンド地域とかドル地域とか、オープン・アカウン地域と限定はしてないけれども、これが適用される地域は、お尋ねしてみましても、私が感じましたように、おおむねポンド地域、いわゆるスターリング・エリアであらうと思ひます。すると、御承知のようにポンド過剰の問題が生じて以来、日英支協定の改訂等の問題も、今や五月には基本的に支協定を改訂しなければならぬ。しかもポンドの自由売買といふことも、ある程度わくの中に置いて認めておる現在の英國の姿、あるいは日本に對しますところの輸入制限、あるいは各地に起ります輸入証明書制度、こういうようなことを考へますと、やはりこのポンドの姿勢の低下、すなわちポンド切下げを予想して、その為替損失に備えるところの日本の輸出政策は、あるいは英國方面に誤解されるのではなからうか、こういうことを心配するのは、神経衰弱の結果だといふようなお話であるかどうか。この点について、理財局長としてはどういふふうにお見通しをしておるか、こういうふうにお尋ねをいたしました。さういふ意味でなく、全地域を相手のプラント輸出の為替損失を補償するといふ單純な問題であるから、決してさういふふうな感情問題は起らないであらう、こういうふうな御答弁でありました。しかし私は来月に控へました日英支協定の改訂といふ問題とからみまして、これは決して好影響があるものとは考へておりません。そこでこの問題については、外為と理財局長が見えたのですから、両方から御意見を承りたいと思ひます。少くともわれ／＼が安心いたしまして、かような法律を通過せしめる心構えができますやうな御教示を、お願いしたいと思ひます。

○大久保政府委員 ただいまの設備輸出為替損失補償法案でございますが、大蔵省の方から法案をおまわし願ひまして、私どもも若干検討いたしましたのでございますが、この法案の趣旨といふのは、ポンド為替に限らず、やはりドルも含め、オープン・アカウン地域も含むものでございまして、すべての地域に對するプラント輸出、これの為替リスクを政府においてカバーしてやろうといふ趣旨だと思ひます。實際プラント輸出は、当面それではどの地域に行われておるかと思ひます。主としてポンド地域、また若干オープン・アカウン地域にもあるやうでございます。

ますが、主としてポンド地域に設備その他の輸出がございしますので、實際問題としての適用をいたしましては、ポンド地域に対する輸出をいじめることを考えていかと思ひます。ところで、そういう長期の輸出をいたします場合に、輸出業者をいたしましては、すべからず為替レートの変動による不測の損害をどこかにカバーを求めるといふのが、どうしても必要な措置でございませぬ。ところが日本の現状におきましては、これを為替銀行だけでカバーに應ずるといふことは、どうしてもできません現状でございまして、外貨の集中機関でございまして外為の特別会計、すなわち外為委員会の方に、為替銀行はそのカバーを求めるといふことが行われておるわけでありませぬ。こういうプラント輸出につきましても、外為の会計でそれでは一般の輸出と同一ように、処理をしていいのではないかと、この考えも起るわけでございますが、これは本来、私どもの会計は、短期の商業資金というものを操作の対象にいたしておりますので、三年あるいは五年というふうな、いわゆる為替のリスクを負うのは、適當ではあるまいという判断を私どもは下したわけでありませぬ。すでに一般の輸出につきまして、ポンド地域につきましては、なるほど一般の方が考えておりますように、ポンドの優勢から申しまして、切下げのおそれがないとは申せませぬ。私どもはまた別の考えを持っておりませぬが、確かにそういう懸念を持しますのは、単に日本の業者のみならず、世界の各国の人も、やはりそういう懸念を持つわけでございますけれども、それでは全然このカバーに應じないかと

申しますと、それでは実際の貿易がうまく行かないわけでございますから、通常の輸出為替につきましては、御承知の通り外為会計において、為替替のカバーに應じておるわけでありませぬ。それに御承知の通り、ポンドの方の当局が、御質疑のございまして、多少でもこの措置に対して別な考えを持つかと申しますと、そういうことは現在ない。でございまして、長期のものにつきましても、余計なり、負担の機関は違ひますが、こういった補償法案によりましてカバーに應じましても、御懸念のようないは、おそれないのではないかと私も信じています。

○石田政府委員 大久保委員から大体御説明がありましたが、若干補足させていただきます。理財局の者が、この法案はポンド地域あるいはポンドのみを対象にするのではないという点を申し上げたのでございませぬが、この点は法案の建前としては、ポンド地域のみに限るといふことになつておらない、こういう意味であらうかと思ひます。また逆に、實際さしあたり現在の状況から申しますればポンド地域が多いであらう。これは常識ではないかと存するのであります。ただいろいろと御承知の通りに、御質問の後段の点にも關係すると思ひます。ございませぬが、日本がこれから因際交流をやつておられます場合に、為替をどういうふうにして持つて行くか。これについては現状をもつてそのまま推し進めたいと思ひます。それとも將來は多少かえて行かなければならぬか、そこらに問題があるかと思ひます。現在は占領軍当局が、こういう金融問題等につきましては地ならしができて

ございませぬ。それを大体引継ぐというふうな形になりますことは、これは正直に申して御了解に相なつておるかと思ひます。そういうものにおきまして、両建のドル決済の方法、それからポンド決済の方法、及び建値だけドルでやつているオープン・アカウンツ、この三つがございませぬ。これがそのまま続くかどうかという問題であります。が、これらは將來のことといたしましては、あるいは変更があるかもしれないと思つておるわけでありませぬ。しかし世界の通貨は多いのでございまして、世界は米ドルとポンドと二つしかないわけではございません。ただいかなる場合におきましても、為替の変動という問題は日本側が起して参ります。場合にございませぬと同時に、外国の行為によりまして変化が起つて来る。そこにやはり商取引をいたしまする場合に不安がある。ことに長い期間の契約をいたすことになりませぬれば、そこにいろいろ不安な業界としても持たれるということも、無理からぬところであらうと思ひます。で、さしあたり現在の段階を基礎といたしまして、また先ほどから大久保委員が申されませぬように、外為会計の補償だけでは足りない部分を、まず何か処置するということを立法してみたいと思ひます。が、政府の考え方なのであります。

なおい英協定のお話がございませぬ、いろいろとその關係から、この法案がイギリス政府に対してあまり好ましくないという印象を与へせぬであらうか、こういう御趣旨の御質問があつたかと思ひます。ございませぬが、この点はいろいろと皆様に御心配になりますようなポンド過剰という問題がございませぬが、日本政府といたしましては、貿易の量をふやそうといたしまして、では異存がないわけでございます。本件も設備輸出をいたしますと同時に、それによつて將來日本側の輸入をふやそうという基礎をつちかおるといふ問題でございませぬ。これがかりにアメリカに適用がなく、主としてポンド地域に適用がある、かようにイギリス政府が判断をいたしましたも、イギリス政府といたしましては、かくのごとき趣旨の法案に対して異論を持つべき筋合いのものではない、かように考へておる次第でございませぬ。

○宮澤委員 將來どうなるかわかりませぬが、当面は明快な御答弁で、安心してこの法律をなごめることができたわけでございます。正直なところではどうもはつきりいたさなかつたのであります。先ほどの通貨制度というものは、御指摘のように二つじやないといふことはよくわかつておられます。ただ試みに尋ねてみますると、オープン・アカウンツ地域のタイなどというものは、為替相場の変動がきわめてはげしい。一週間に二度くらいかえたといふような事例もあつて、私はびつくりしたのであります。まして、こういう不安定な国もあるのであります。これはオープン・アカウンツ、ドル決済であるから別に心配ないといふお答えになつた。こういう考えならば大蔵省と貿易を預つておる通産省との間に、必ずうまい貿易政策であるからかまわぬといふお考えであるならば、香港の地域は今度ポンド地域になりましたけれども、香港の中継貿易によつて日本人が律すべきものを、特定の第三国人に律せられるといふような貿易障壁ができるのであります。従ひまして單純にお考えにならないうで、私の方から妙な御質問をしなれば、底の出ないようなお話をいたさないようにしたいと思ひます。それでその点はよく予解いたしました。そこで今大久保委員から御説明のありましたことの中に尽きておるが、なお足りなければお話をいたしたいと思います。第百一十一條の規定は、たゞいま御説明のありました外為がカバーして来ました為替損失が、プラント輸出に關する限りこの法律によつてカバーされて来る。従ひまして外國為替の売却は禁止するのが妥當であると認めて、第百一十一條の規定を設けられた、私がそう率直に考へるのは間違ひでありませぬ、他に何か十一條を設ける理由がありませぬ、あるいは逆にこれを設けなかつたら予想せられる弊害があるから、ということの点につきましてもの御説明をいたしたいと思ひます。

○石田政府委員 本法律案は大蔵省が主として原案をつくりまして、外國為替管理委員会にも御相談いたしました筋合いでございませぬので、私からかわつて答弁させていただきます。本法案につきましては、五年以下に限りまして為替の変動に対して補償をいたそうという趣旨でございませぬ。しかし五年と申しますのは、一番最後に代金がとれまする時期をさしてございませぬ。御承知の通りに分割払いがございませぬ。そういういたしますとこれは外國為替管理委員会において行つておられますところの、短期の部類に入りませぬ代金回収もあるわけであり

○石田政府委員 本法律案は大蔵省が主として原案をつくりまして、外國為替管理委員会にも御相談いたしました筋合いでございませぬので、私からかわつて答弁させていただきます。本法案につきましては、五年以下に限りまして為替の変動に対して補償をいたそうという趣旨でございませぬ。しかし五年と申しますのは、一番最後に代金がとれまする時期をさしてございませぬ。御承知の通りに分割払いがございませぬ。そういういたしますとこれは外國為替管理委員会において行つておられますところの、短期の部類に入りませぬ代金回収もあるわけであり

○石田政府委員 本法律案は大蔵省が主として原案をつくりまして、外國為替管理委員会にも御相談いたしました筋合いでございませぬので、私からかわつて答弁させていただきます。本法案につきましては、五年以下に限りまして為替の変動に対して補償をいたそうという趣旨でございませぬ。しかし五年と申しますのは、一番最後に代金がとれまする時期をさしてございませぬ。御承知の通りに分割払いがございませぬ。そういういたしますとこれは外國為替管理委員会において行つておられますところの、短期の部類に入りませぬ代金回収もあるわけであり

○石田政府委員 本法律案は大蔵省が主として原案をつくりまして、外國為替管理委員会にも御相談いたしました筋合いでございませぬので、私からかわつて答弁させていただきます。本法案につきましては、五年以下に限りまして為替の変動に対して補償をいたそうという趣旨でございませぬ。しかし五年と申しますのは、一番最後に代金がとれまする時期をさしてございませぬ。御承知の通りに分割払いがございませぬ。そういういたしますとこれは外國為替管理委員会において行つておられますところの、短期の部類に入りませぬ代金回収もあるわけであり

○石田政府委員 本法律案は大蔵省が主として原案をつくりまして、外國為替管理委員会にも御相談いたしました筋合いでございませぬので、私からかわつて答弁させていただきます。本法案につきましては、五年以下に限りまして為替の変動に対して補償をいたそうという趣旨でございませぬ。しかし五年と申しますのは、一番最後に代金がとれまする時期をさしてございませぬ。御承知の通りに分割払いがございませぬ。そういういたしますとこれは外國為替管理委員会において行つておられますところの、短期の部類に入りませぬ代金回収もあるわけであり

○石田政府委員 本法律案は大蔵省が主として原案をつくりまして、外國為替管理委員会にも御相談いたしました筋合いでございませぬので、私からかわつて答弁させていただきます。本法案につきましては、五年以下に限りまして為替の変動に対して補償をいたそうという趣旨でございませぬ。しかし五年と申しますのは、一番最後に代金がとれまする時期をさしてございませぬ。御承知の通りに分割払いがございませぬ。そういういたしますとこれは外國為替管理委員会において行つておられますところの、短期の部類に入りませぬ代金回収もあるわけであり

ます。その部分をこちらの方で包括的に為替の、たとえ補償をいたしておりまする場合に、もしその部分もまたほかで予約をするということに相なりますと、二重に相なるわけでありませう。為替の変動が起つた場合に、かりに業者は、一だけの損失がありましたときに、二つの契約をするために二つの利益を得ては、これは制度の趣旨にとる、こういうふうな考えをいたしました。十一條を設けた次第であります。○宮嶋委員 その点は了解いたしました。

次にやはり外為の方でも理財局の方でもよろしくうございしますが、きのうもちよつとお聞きいたしました。これは大体外為の方でひとつお感じをお話いただきたいのでございします。第二條にあります用語の意義の中に、「外国為替相場」というのがございします。「法第七條第一項に規定する基準外国為替相場又は同條第二項に規定する裁定外国為替相場」となつております。これははつきりしております。これを読んで何も疑問を生ずることはありませんが、實際のこのときの相場の損失の確定予定日といふか、そのときに置きまます為替相場を現実に把握する方法、もしそのとり方が違ひしてあるいは輸出業者と申しますか、その利害関係人の間に、相場についての異論が起るような場合はないのか。もしあつた場合にはどうしてこれを決定して行くか。この三つの問題について具体的な、事務的な問題ですが、これをひとつお話しただきたいと思ひます。

○大久保政府委員 お尋ねの基準相場と裁定相場、これは為替管理法によりまして、大蔵大臣がこれを定めるといふことになつております。大蔵大臣がこれを定められた場合には、官報でもつてこれを告示されるわけがございします。いつ幾日にレートの変更があつたかというところは、大蔵大臣が定められたりして告示されますので、その相場のいかんについて問題が起るようなおそれはおそらく絶無であらうと私もは考えます。

○宮嶋委員 では大蔵大臣の告示によりまする基準外国為替相場、裁定外国為替相場によつて処理して行く、こういうことに明快になつておればそれでよろしいのですが、一昨日の御答弁ですと対米三百六十円、ポンドは千八円とおつしやならなかつたか、速記録を見ればわかるが、そういう線を見ますと、どうもクロス・レートもないようになつておられます。裁定為替相場について業者と政府との間に異論があつたような場合には、納まりどころがないではないか、こういうような感じを深くいたしました。が、はつきり大蔵大臣の告示いたします為替相場、こういうことになつておれば疑問のないことではあります。

それでは、あるいは通産省の方に關係があるのかもしれないけれども、第七條であります。この第七條の條文を読んでみれば、意味が非常にはつきりしております。法律の中ではまづこれを見る名文でも申すべきであります。これは為替損失の規定と保険の保護と二重に受けられないといふことで、これは理の当然であります。ところがその條文の中を見ますと、うしろの方であります。前二條の規定は補償契約に係る対価(当該損失の発生原因となつた保険事故の生じた部分

に限る)については適用しない。こう書いてあります。しかし私がいろいろ輸出信用保険のことも考へてみますと、これらが該当する事項が、実例として一体どこに起つて来るであらうか。そして起れば、信用保険の丙種段階でありますか、金融保険という部分であらうと思ひますが、そのほかにございしましたならば、こういう場合もあるといふ、予想された事態をひとつ御説明願ひたい。しかも二重補償にならないといふことを、明確にひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○石井説明員 ただいま御質問のございました七條と為替補償との關係でございますが、為替補償の方にございましては、損失の確定日という当初予定された日切りがございします。この日までにレートの切上げがございすれば、實際対価を受領するとせざるにかかわらず、為替の差損補償は受けられるようになつておるわけがございします。一方信用保険の方は、契約で定められました予定日に金が払われませんで、六箇月の遅滞が起るといふ場合がございしますと、ただちに信用保険の保険金を支払うわけがございします。従ひましてある輸出契約が締結されれば、典型的な例を申し上げますれば、ある輸出契約につきまして輸出信用保険が付せられて、そして船積み後一年先あるいは二年先のある日に、金を受取ることになつておつた。ところが相手方が支払いの遅滞をいたしてございまして、そうして六箇月経過しますと、輸出信用保険で保険金を支払います。ところが補償契約の方のあるいは分割払いの代金その他が、一定の期日に受取ることになつておりますと、

たといそのときに相手方から現実に對価が支払われませんでも、為替差損だけは補償してやるということに相なるのでございします。そのような關係からして両者の契約を別個のものとしてほつたらかしておきますれば、二重払いを受けるということに相なりますので、信用保険の方で受取りました場合には、もと／＼円建てで保険金をとつてゐるわけがございしますから、為替変動の率がないわけでありまして、この部分については、為替補償の対象からこれを除却する、こういう建前に相なつておるわけがございします。

○宮嶋委員 その場合もし保険給付の關係と、損失の起つた關係が相前後したる關係上、万一一時的に二重払いになつたような場合にございましては、これをとりもどしをすべきだと思ひますが、そういうことも予想して、輸出信用保険法にその規定があるかどうか。その点をひとつお話ししたいと思ひます。

○石井説明員 輸出信用保険で對価を受取つておるながら、その受取つた部分についての為替差損の補償も受けた場合に、とりもどすかといふことでは、ございしますが、これは輸出信用保険の方でとりもどすという規定はございしません。輸出信用保険に對しましては、別段詐害行為を行つたわけでもありませんし、また後になりまして、相手方から入金があつたわけでもございしませんので、これは信用保険の方に返させるという規定はないわけがございします。おそれか誤つて支払われるようなことがございしますれば、この為替損失補償法の問題として取上げるべきものだと考へております。

○宮嶋委員 わかつたようなわからないうようなお話になりましたが、そうしますと保険の給付があつて、それで六箇月の遅滞というふうなことで、保険事故が起つておつてしまつた。それから實際は金は入つて来ない。その場合に為替の変動が起つて、その受取るべき債権に対する差損を生じた。これは補償するのですか、しないのですか。

○石井説明員 為替の輸出信用保険は八割まででございますから、八割につきましては、ただいま御質問のようなきましては、ただいま御質問のようなきましては、依然為替損失補償の対象として残つてゐるわけがございします。

次に第九條の問題でございしますが、これは理財局でおわかりだらうと思ひます。損失確定予定日を延期した場合に、五箇年の期限が与えられるようになつております。これはさらに五箇年ということになるのですか。さらに申しますと、「当該契約の締結」とありますその字句は、現契約をいうのですか。延長契約をいうのですか。もつと具体的にいへば、五年と五年が累積された十年までは認められるといふのですか。そのことにつきまして伺ひたい。

○石田政府委員 御指摘の九條につきまして、損失確定日を延期しようとするときに、大蔵大臣に申出ができません。その文章の考へから申しまして、当該契約といふのは初めからの契約を考へておるのであります。従ひまして、とにかく一番初めから五年間であ

○石田政府委員 御指摘の九條につきまして、損失確定日を延期しようとするときに、大蔵大臣に申出ができません。その文章の考へから申しまして、当該契約といふのは初めからの契約を考へておるのであります。従ひまして、とにかく一番初めから五年間であ

ります。たとえ三年間やつたものゝ
あと二年延ばしたい、こういう場合に
はそれに応じよう、こういう趣旨でこ
とします。

○宮嶋委員 私の字の読み方が悪いで
しょうけれども、かりに一年くらい
契約をしておいて、足りないから五年
まで延ばすというように、九條の一、
二項が読めるかどうか問題でありま
す。読めさせれば、こんな字句の問
題は修正したくないのでありますが、
当該ということが、この第九條の一貫
した気持からいいますと、どうもあ
まいな字句であります。もちろん法制
局で調べたので、しろうとのわれ／＼
が言うべきことじやないのですが、御
承知の通り参議院さんもうるさいの
ですから、十分この当該というにつ
いて研究していただいた方がよいと思
います。五年の上にならに五年まで行
く、そういう極端な例は実際ございま
せん。五年でできなかったら一年延ば
して、六年くらいにするという事態は
予想されるかもしれません。しかしな
がら字句の上では、五年に五年が累積
になるといふように読める。これは読
み方が悪いかもしれないが、しかし当
該というところについては、決して私
はつきりしておらないと思うのであり
まして、もう少しよく読んで考えてみ
たいと思います。

ながら聞いておりませんので、どうい
うことでありましたか、推測して申し
上げるので、間違つておりましたら御
訂正願いたいと思ひますが、政府とい
うのは、官庁の中で大蔵大臣なのかだ
れなのか、こういう御趣旨でございま
すれば、政府とは大蔵大臣と考えてお
ります。

○宮嶋委員 酒井次長はこう言つてい
る。これは余談でありますから、速記
録には載つておりませんが、この政府
というところは、法制局の方で考えてい
ることが適当かどうか知らないが、法
律的には疑義がないでしようという雑
談でありました。しかしながら法制局
の意見を聞いてみると、政府と総称し
たしますものの中には、かりに申しま
すと大蔵大臣、通商産業大臣、経済安
定本部総務長官、こういうこの第三條
の規定に關して起るべき事態を管理す
る権限のあるものという意味である、
そういう意味で政府といつておるとい
うことでありませう。そういうことであ
るならば納得が行くのでありますが、
いかに為替操作といつても、大蔵大臣
の専管に属するといつても、貿易計画
というものは、通商産業省なりある
は経済安定本部との協議の上でできな
ければならない。そういう問題で、ど
ころにも「昨日も言ひましたが、通
商産業大臣の名前がない。もし第三條
の「政府」が大蔵大臣を表わすなら
なぜ大蔵大臣ともつとはつきりしない
のですか。従来「主務大臣」とされた
ものは、附則か雜則の中において、こ
の場合に何條の主務大臣とは何の何が
し、と書くような立法方式をとつてお
りましたか、これが大蔵大臣と言われ
ますならば、これだけはぜひ大蔵大臣

と修正していただきたい。こんな疑問
な「政府」ということは置かないでい
たいただきたい。それでその次から起つ
て参ります問題は何かといへば、貿易計
画というものは除外したとて、為替
損失補償という政策を行政上とする。そ
れはあまりよくほめられないではない
かというところが次に生れて来る。この
問題につきまして、私は大蔵大臣だけ
であるということであれば、ちよつと
納得が行かないのであります。この点
は本日御答弁いただかなくてもけつこ
うであります。御研究の上さらに御
答弁をいただきまして、あるいは行政
措置として、關係各省間の一時的な覚
書等でもありまして、それらもお示
しをいただきまして、そうしてこの
「政府」という字の意味が十分徹底す
るよう、これは大蔵大臣だけとした
ら私は大蔵大臣と直してもらいたい。
この点をはつきり申し上げませう。設備
輸出の問題につきましては、本日はそ
の程度で質問は終了したいと思います。
が、外国為替の方につきましても、も
うこれ以上お尋ねはいたしません。そ
れでは本日の質問はこの程度で終りま
す。

○河野(通)政府委員 先ほど長期信用
銀行法案につきまして、宮嶋さんから
御質問がございまして、次会でもけつ
こうだといふお話がございましたが、
一応お答え申し上げておきます。なお
不満足でございましたら、また次会に
お答え申し上げます。

この問題につきましては、結局問題
は、現在債券を発行いたしております
銀行で、その銀行が将来長期信用銀行
にならなかつた場合、その債券を発行
して得た資金源でもつて長期の金融を

しておる一方で、債券はどん／＼期限
が来ると、長期の貸出しだけ残つたら
困るじやないか、こういう問題であら
うと思ひます。この点につきまして
は、いろ／＼経過的の措置は講じて参
りたい。その一つの方法として、この
法案の附則にも、いろ／＼それに対す
る規則を設けておきます。これははな
はだ技術的になつて恐縮でございま
すが、いろ／＼な方法があると思ひま
す。たとえば債券と、その債券によつ
て調達された資金を長期に貸し付けた
その貸付金の債権、この両方を新しく
長期信用銀行にそのまま渡すこともで
きましよう。また貸付債権高を新しい
銀行に肩がわりをして、そうして債券
はそのまゝにしておくか、それに
見合うだけの資金を、長期信用銀行
から借りた形にして処置することもで
きる。いろ／＼な方法があると思ひま
す。具体的に問題になりましたのは、
先ほどお話のありましたように、興業
銀行は長期信用銀行になる。それから
債券を発行いたしております商工中
金、農林中金は、今後債券を発行し
て参ります。それから東京銀行は御承
知のようなことで、近く片がつきま
す。そういったしますと、あと残ります
のは、北海道拓殖銀行と勸業銀行とい
うことになるわけでありませう。この二
つの銀行につきましては、今の附則の
規定等の運用なども考えまして、切り
かわりにおいて一方債券の債務が残
る。それからそれにかわるべき資金源
がなか／＼集まつて来ないというよう
な場合に、いろ／＼問題があると思ひ
ます。これらの点につきまして、ここ
に十分その切りかわりを円滑にして行
くように処置して参りたい。ちよつと

具体的に今は申し上げかねるわけで
ございますけれども、そういう懸念が起
らないような具体的の措置を講ずるよ
うに、附則にもいろ／＼規則を設けて
おります。万全を期して参りたいと思
つておる次第でございませう。

○宮嶋委員 今銀行局長さんの御説明
で具体的な問題が出て、これは非常に
けつこうであります。そこで債券と債
権とを見合つて、どこか片づけてや
る、こういうことは、確かに一つの方
法であります。ところがこれでは、片
づけてもらつた残りの銀行が成り立た
ないということが、裏にあるわけであ
ります。お話がたま／＼そこに及んだ
から、その言葉を申し上げます。大蔵
省でそのくらの運用のできることは、
すでに開発銀行法の一部改正の中
に、見返り資金の私企業投資を債権債
務見合ひでひとつづつばらう、将来資
本金にふち込もうということまで考
えておりますから、そのくらのことは
大蔵省で考えられると思つておりま
す。それを持つて行つてもらうこと
にあまり喜びを——具体的にいへば北
海道拓殖銀行でも勸業銀行でも喜ば
ないだらうと思ふ。ここが一つの隘路であ
ります。御構想は承つておきますが、
そこまで話が及んだから、もう少しお
考え願ひたいことを、私から特に希望
を申し上げておきます。

○佐藤委員長 この際参事人招致の件
についてお諮りいたします。本委員会
において審査中の国有財産法十三條の
規定に基き、国会の議決を求めるの件
につきまして、改進黨の内藤委員よ
り、本件の審査を進める上において
は、利害關係者たる東京都千代田区役

は、利害關係者たる東京都千代田区役

所の責任者を呼んでほしい旨の御要求
がありました。が、本件について、千代
田区役所の責任者を参考人として招致
することに、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○佐藤委員長 御意議ないようでは
いますから、さよう決定いたします。

次会は明二十二日午前十時開会
の上、質疑を続行することとして、本日
はこれにて散会いたします。
午後三時三十八分散会